

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成30年度第4回会議
開催日時	平成31年1月17日(木) 午後1時30分から午後2時35分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、新田委員、山田委員、湯浅委員 (事務局) 飯島企画部長、古厩企画政策課長、直井企画部主幹、 鹿森企画政策課主査、南企画政策課主任、佐藤企画政策課主事
欠席者	なし
議題	1 西東京市使用料・手数料の適正化について(諮問) 2 西東京市使用料・手数料の適正化について(審議) 3 その他
会議資料の名称	資料1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて 資料2 施設別受益者負担割合一覧(平成29年度決算) 資料3 事務手数料原価計算結果一覧(平成29年度決算) 参考資料 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(平成27年度改定版)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

議題1 西東京市使用料・手数料等の適正化について(諮問)

市長から米田会長へ諮問

議題2 西東京市使用料・手数料等の適正化について(審議)

事務局より資料1から資料3について説明

<質疑等>

○委員：

受益者負担区分の見直し(案2)では、各施設を9つの受益者負担区分に分類することとしているが、各施設を9区分に位置づけることは現実的に可能なのか。

○事務局：

見直し(案2)の趣旨としては、公費負担と受益者負担の考え方が分かりやすいことと、利用料金の見直しにおいて、単に利用料金の引き上げの議論だけでなく、行政コストを下げる取組にもつながると考えている。

各施設の位置づけについては、選択性と市場性にそれぞれ3段階の基準を用いて整理するとともに、該当する受益者負担割合の±10%までは適正範囲内とするなど、一定の幅を持たせることにより、柔軟に対応できると考えている。

○委員：

一般的に、制度の見直しをする際には、見直しの必要性和妥当性が重要である。

まず、見直しの趣旨として、施設利用の実態に合わせるという必要性については理解できる。

また、妥当性については、現行の4区分を見直すか、新たに9区分に細分化するかという概念的な議論ではあるが、こちらも実態に合わせることを目的としており、妥当であると考

える。

一方で、懸念されるのは、料金改定に伴う市民生活への影響である。見直し案に沿って改定した場合の料金改定額に関する資料をご提示いただきたい。

○事務局：

次回の審議会でお示しする。

○委員：

9区分における各施設の位置づけの根拠について、市民に分かりやすいように、考え方を整理していただきたい。

○事務局：

見直し（案2）における各施設の位置づけの根拠として、選択性と市場性に関する3段階の基準を設けているが、市民の理解を得られるよう、考え方を整理してまいりたい。

見直し（案2）では、原則、公費負担と受益者負担の割合はそれぞれ50%であるという考え方により、各施設の設置目的や利用状況等を踏まえ、選択性と市場性の基準に照らしながら、各施設の受益者負担割合を30%や70%に振り分けたいと考えている。

○委員：

9区分における各施設の位置づけは、民間との競合性が一つの基準になっているが、各施設の収益性を分析することも、判断材料になるのではないか。

○委員：

減価償却費の算定において、建物等の取得価格から、国・都の補助金等の特定財源を除かないとするのはなぜか。

○事務局：

現行の方針では、合併特例債など、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債元利償還金については、補助相当額と捉え、あらかじめ取得価格から除いている。

しかし、合併特例債元利償還金は、後に交付税措置がされることや減価償却費の平準化を図る観点から、取得価格から特定財源を除かないこととしたい。

○委員：

合併特例債の起債が終了したのはいつか。

○事務局：

新市建設計画に基づく合併特例債の起債は平成22年度までである。

○委員：

減価償却における投下資本回収という観点からも、特定財源を含めた取得価格により減価償却費の算定を行うことは妥当であると考えます。

○委員：

受益者負担区分を9区分とする見直し案は、現行の受益者負担区分の考え方よりも分かりやすい。なお、料金設定については、原価計算を行い、各施設の受益者負担割合に基づく適正価格を算出した上で、市内施設や他市の類似施設の状況等を踏まえるという、現行の方針

の考え方は踏襲していただきたい。

○委員：

現行の方針において、人件費には賞与等引当金や退職手当引当金が含まれているか。地方公会計における行政コスト計算書では、各種引当金は費用として算入されるため、含める方向で検討してはどうか。

○事務局：

現行の方針では、施設の維持管理業務に関わる直接的な人件費のみを費用算定項目に参入し、賞与等引当金や退職手当引当金は含まれていない。地方公会計の活用と併せて、今後検討していきたい。

○委員：

施設の目的外利用の考え方については、受益者負担割合を一律に100%として設定する案Aよりも、目的外利用により選択性が下がることで、施設の位置づけを見直す案Bの方が、施設の設置目的や利用状況等に沿った運用ができると思われる。

○委員：

手数料に係る料金改定の基準については、乖離率が1.5倍を超える手数料が料金改定の対象となるが、該当する手数料については、いつごろ料金を引き上げるのか。

○事務局：

2019年10月の消費税率改定を見据え、来年度に使用料・手数料の一斉見直しを行う予定である。原価計算において消費税率改定の影響額を把握し、原価計算結果と条例料金との乖離が著しく、今後乖離の解消が見込まれないものについては、2020年4月を目途に料金改定を検討する。

○委員：

そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、平成31年4月の開催を予定している。具体的な開催日時については、事務局より別途調整させていただく。

議題としては、本日の審議会での議論を踏まえ、庁内組織である「西東京市使用料・手数料適正化検討部会」における検討結果の報告及び基本方針の見直しについてご議論いただきたいと考えている。

○委員：

他になければ、これで平成30年度第4回審議会を終了する。